

○大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者募集要綱

(令和2年10月30日告示第89号)

改正 令和3年3月25日告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税寄附制度を活用した本町及び地元特産品等の魅力発信により、本町への寄附を促進し、販路拡大等に伴う町内産業の振興及び地域の活性化につなげるため、本町への寄附者に対するお礼の品として贈呈する商品又はサービス(以下「返礼品等」という。)を提供する法人、団体又は個人事業者(以下「法人等」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の登録)

第2条 本町への寄附者に対する返礼品等の提供を希望する法人等は、大好きです大洗寄附金返礼品等を提供する協力事業者(以下「協力事業者」という。)として、本町に登録しなければならない。

2 協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす法人等でなければならない。

- (1) 法令に適合した操業、生産、製造及び販売を行っていること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 返礼品等に関する問合せに迅速かつ適切な対応ができること。
- (4) 商品原材料、価格の表示その他の商品情報の開示の求めに迅速かつ適切な対応ができること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当しないこと。また、当該暴力団又は暴力団員の利益となる活動を行うものでないこと。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 本町の魅力を発信し、交流人口の増加や地域産業の振興につながる要素を持つ商品又はサービスであること。
- (2) 協力事業者が自ら販売、生産、製造、加工、サービスの提供又は企画を行っているものであり、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(平成31年総務省告示第179号)第5条各号のいずれかに該当するものであること。
- (3) 安定した供給が見込める品質及び数量を有するものであること。
- (4) 返礼品等が飲食物である場合は、十分かつ適切な賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。
- (5) 返礼品等が宿泊、食事、乗車、施設利用、イベント体験その他サービスの提供である場合は、町内で提供されるものであること。
- (6) 返礼品等が配送を要する場合は、宅配業者による配送が可能な商品等であること。

(協力事業者の特典)

第4条 協力事業者として登録された法人等は、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 本町が返礼品等を掲載しているふるさと納税の専門ウェブサイト、返礼品等の画像、商品名、サービス内容、事業者名等を掲載すること。
- (2) 返礼品等の発送に際して、本町が認めた商品のカタログ、チラシ等を同封すること。

(協力事業者の登録申込み)

第5条 第2条に規定する登録を希望する法人等(以下「申込者」という。)は、大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録等申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品等提案一覧表
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(協力事業者の登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、登録内容を変更する場合は、申込書に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録等の決定)

第7条 町長は、申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、登録又は変更(以下「登録等」という。)の可否を決定し、大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録等可否決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に対し通知するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく登録を認めた場合は、第5条第1号において提案のあった返礼品等を本町の返礼品等として取り扱うものとする。

(返礼品等の変更等)

第8条 協力事業者は、既に提供している返礼品等の内容を変更し、又は提供を取りやめる場合は、大好きです大洗寄附金返礼品等変更等申込書(様式第3号)を、返礼品等の追加提案をしようとする場合は、大好きです大洗寄附金返礼品等追加申込書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(返礼品等の変更等の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申込みがあった場合は、速やかに変更若しくは取りやめ又は追加提案(以下「変更等」という。)の内容を現地調査等の方法により確認し、審査した上、変更等の可否を決定し、大好きです大洗寄附金返礼品等変更等可否決定通知書(様式第5号)により、通知するものとする。

(返礼品等の取扱いの中止)

第10条 町長は、協力事業者が提供する返礼品等が第3条の要件を満たさなくなった場合は、当該返礼品等の取扱いを中止し、大好きです大洗寄附金返礼品等取扱中止通知書(様式第6号)により、当該協力事業者に通知するものとする。

(協力事業者の登録の抹消届出)

第 11 条 協力事業者は、登録の抹消を希望する場合は、抹消希望日の 14 日前までに、大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録抹消届出書(様式第 7 号)を町長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録の抹消)

第 12 条 町長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者の登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定により、大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録抹消届出書が提出されたとき。
- (2) 第 2 条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第 10 条の規定により提供する返礼品等の全ての取扱いが中止されたとき。
- (4) 次条に掲げる事項を遵守しなかったとき。
- (5) 本町、寄附者、その他大好きです大洗寄附金に関係する者に対し、損害を及ぼすおそれがあるとき。

2 町長は、前項の規定により協力事業者の登録を抹消したときは、大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録抹消通知書(様式第 8 号)により、当該法人等に通知するものとする。

(協力事業者の責務)

第 13 条 協力事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本町の魅力発信に積極的に努めること。
- (2) 寄附者の個人情報の取扱いについて、大洗町個人情報保護条例(平成 27 年大洗町条例第 23 号)及び関係法令を遵守すること。
- (3) 協力事業者が提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等については、町の責めに帰すべき場合を除き一切の責任を負うこと。
- (4) 前号の苦情等については、本町及び本町からふるさと納税返礼品取扱業務を委託された事業者へ報告すること。

(協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、町と協力事業者が協議し、決定するものとする。

附 則

この告示は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 25 日告示第 38 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条、第 6 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録等申込書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録等可否決定通知書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品等変更等申込書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品等追加申込書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品等変更等可否決定通知書
[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品等取扱中止通知書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 11 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録抹消届出書
[別紙参照]

様式第 8 号(第 12 条関係)

大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録抹消通知書
[別紙参照]